

広島市立大学協力研究員規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学外の研究者との研究協力の推進に寄与するため広島市立大学（以下「本学」という。）に受け入れる協力研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力研究員の資格)

第 2 条 協力研究員として受け入れることができる者は、大学等高等教育研究機関の研究者又はこれと同等以上の研究能力があると認めたものとする。

(受入要件)

第 3 条 協力研究員を受け入れることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 特定の研究の発展のために、学外の研究者の協力を必要とする場合
- (2) 本学の教員と共同研究をする場合
- (3) 前 2 号に準ずるとして学長が認める場合

(受入申請)

第 4 条 協力研究員を受け入れようとする学部長、広島平和研究所長又は附属施設・センター若しくは事務局の長（以下「学部長等」という。）は、当該学部等の教授会等の議を経て、原則として受入れを希望する時期の 3 か月前までに学長に受入れの申請をしなければならない。

(許可)

第 5 条 前条の申請があった場合においては、学長は、適当と認めたときはこれを許可するものとする。

(受入期間)

第 6 条 受入期間は、1 年以内とする。ただし、必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

- 2 受入期間の延長手続については、前 2 条の規定を準用する。
- 3 研究が終了したときは、受入期間が満了したものとみなす。

(受入担当教員)

第 7 条 学部長等は、協力研究員の受入れに当たっては、専任の教員のうちから受

入担当教員を定めるものとする。

(給与等)

第8条 協力研究員には、給与その他の給付を行わないものとする。ただし、研究上の必要により研究費の範囲内において所定の旅費、報償費等を支給することができる。

(施設の利用)

第9条 協力研究員には、図書館その他必要な施設の利用を認めることができる。

(経費)

第10条 協力研究員の研究に要する実験等の経費については、協力研究員の負担とすることができる。

(研究報告)

第11条 協力研究員は、受入期間が満了したときは、受入期間満了後1月以内に研究報告書を学部長等を経由して学長に提出しなければならない。

(法令等の遵守)

第12条 協力研究員は、広島市立大学における研究者等の行動規範(平成27年3月25日制定)に従って研究活動を行わなければならない。

2 前項のほか、協力研究員は、研究に関する法令及び本学の規程等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第13条 協力研究員が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、第5条(第6条第2項において準用する場合を含む。)の許可を取り消すことができる。

- (1) 疾病その他の事由により研究を続ける見込みがなくなったとき。
- (2) 本学の規程に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるものほか、協力研究員としてふさわしくない行為があったとき。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、協力研究員に関し必要な事項は、教育研究評議会の議に基づき学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規程による様式第 1 号及び様式第 2 号の様式は、前項の施行日において、改正後の第 14 条の規定に基づき定めたものとみなす。